

# 失業者の退職手当の見直しについて

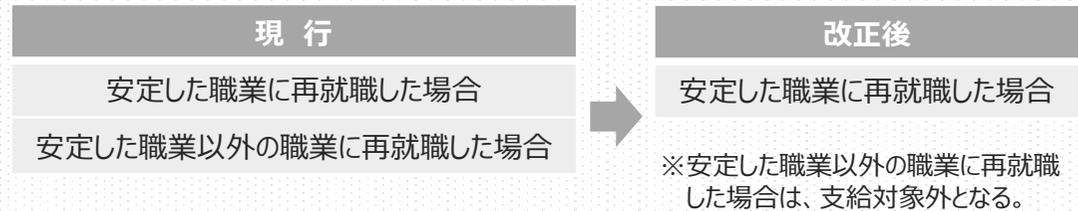
☞ 雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当のうち、就業手当に相当する手当を廃止するとともに、暫定措置である地域延長給付の期間を2年間延長する。

## 1 趣旨

- (1) 就業手当関係  
雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）の施行により、基本手当（雇用保険）の受給資格がある者が「安定した職業以外の職業」に再就職した場合に支給される「就業手当」が廃止された。
- (2) 地域延長給付関係  
雇止めによる離職者が、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要と認められる場合、基本手当の支給が60日間延長される特例については、平成29年4月1日から令和7年3月31日までの暫定措置であったが、令和9年3月31日まで2年間延長された。

## 2 改正内容

- (1) 就業促進手当に相当する手当の支給対象の変更



- (2) 地域延長給付の期限の延長



## 3 改正を要する条例

中央区職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月中央区条例25号）

## 4 施行予定日

令和7年4月1日